

議案第54号

つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例

つくばみらい市介護保険条例（平成18年つくばみらい市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5） 第1号被保険者が法第63条の適用を受けていること。

附則に次の1項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる被保険者等に係る介護保険料の減免申請の特例）

16 第13条第2項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の影響により収入の減少が見込まれる被保険者等に係る介護保険料の減免の申請については、同項中「納期限まで」とあるのは、「市長が別に定める日まで」とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後のつくばみらい市介護保険条例（以下「改正後の条例」という。）第13条の規定は、令和2年4月1日から適用する。
- 3 改正後の条例附則第16項の規定は、令和元年度分及び令和2年度分の介護保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものについて適用する。

令和2年8月24日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

刑事施設等に收容された被保険者に対して、保険料の減免措置を適切に行うため、条例の一部を改正するものです。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる被保険者等に対し、介護保険料の減免について、申請期限の特例を規定するため、併せて条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市介護保険条例(平成18年つくばみらい市条例第72号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(保険料の減免)</p> <p>第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減額し、又は免除する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>第1号被保険者が法第63条の適用を受けていること。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～15 (略)</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる被保険者等に係る介護保険料の減免申請の特例)</u></p> <p>16 <u>第13条第2項の規定のかかわらず、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)の影響により収入の減少が見込まれる被保険者等に係る介護保険料の減免の申請については、同項中「納期限まで」とあるのは、「市長が別に定める日まで」とする。</u></p>	<p>(保険料の減免)</p> <p>第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減額し、又は免除する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～15 (略)</p> <p>(新設)</p>